IJCADメンテナンス・サブスクリプションのご案内

システムメトリックス株式会社

無償サポート

- アップデート版のダウンロード (購入バージョン内)
- ・IJCAD サイトにてテクニカル情報の入手
- Web サポート (インストールトラブルに限定)
- ・ライセンスの再発行(Web申請)

※上記サービスを受けるには、一部ユーザー登録が必要です。





メンテナンス・サブスクリプション (有償)

- 契約期間内でのアップデート版のダウンロード(バージョンアップ版含む)
- Web サポート (API を利用した開発に関するサポートは除く)
- ・旧バージョンの利用
- ・USB プロテクタ不良時の無償交換サービス
- ライセンス譲渡制限の緩和(詳しくは、お問い合わせ下さい。)

料金

メンテナンス・サブスクリプション	パッケージ定価の25%(年額)
バージョンアップ	パッケージ定価の30%(1バージョン前)
	パッケージ定価の60%(2バージョン前)
	パッケージ定価の80%(3バージョン前)

※上記料金は、予告なく変更される可能性があります。

※アップデート版の提供は、次バージョンがリリースされるまでとなります。最新の機能や修正版を入手するためにもメンテナンス・サブスクリプションのご加入をおすすめしています。なお、次バージョンリリース後でも、ユーザー登録すれば既存のアップデート版をダウンロードすることができます。

システムメトリックス株式会社(以下「弊社」という)は、お客様が、このメンテナンス・サブスクリプション約款(以下、「本約款」という)に同意する場合に限り、対象ソフトウェアのメンテ ンス・サブスクリプションを、以下の条件に基づき提供します。

第1条 (契約の成立)

メンテナンス・サブスクリプション契約は、以下のいずれかの場合に成立するものとします。 (1)無期限の使用許諾を得ているお客様が、メンテナンス・サブスクリプションを購入するとともに、以下の条件に同意し、弊社所定の方法で対象ソフトウェアのユーザー登録をしたとき (2)ソフトウェア・サブスクリプション版を購入するとともに、以下の条件に同意し、弊社所定の方法で対象ソフトウェアのユーザー登録をしたとき

第2条 (定義)

本約款における用語の意味は次の通りとします。

(1)対象ソフトウェアとは、弊社製またはインテリジャパン株式会社製のソフトウェアのうち、前条に基づきメンテナンス・サブスクリプション契約が成立しているものを言います。

(2)お客様とは、有償/無償を問わず、本ソフトウェアを取得し、利用する個人または法人を言います。

/ス・サブスクリプションとは、対象ソフトウェアを活用するために提供される各種サービスの総称したものです。

第3条 (メンテナンス・サブスクリプションの特典内容および対象範囲)

1.メンテナンス・サブスクリプションは、対象ソフトウェアがインストールされたコンピュータのハードウェアおよびオペレーティングシステムその他対象ソフトウェアの起動に要求されるシステムが、いずれも製造元または販売元からサポートを受けられるものであることを前提条件とします。

2.メンテナンス・サブスクリプションの特典内容は、次の各号のとおりです。
(ア)契約期間内に対象ソフトウェアのアップデート版及びバージョンアップ版を利用する権利。なお、契約期間内にアップデート版及びバージョンアップ版を利用する権利。なお、契約期間内にアップデート版及びバージョンアップ版がリリースされることを保証するものではありません。
(イ)IJCADのWebサイトで提供するサービス(以下「本サービス」という)

①ソフトウェアインストール時の手順等の問い合わせに対する回答

②操作方法の問い合わせ(マニュアルで予め確認の上、お問い合わせください)に対する回答 ③問い合わせの受付方法および回答の提供方法、実施方法等

- ③向い合わせの支付方法のよび回答の提供方法、表地方法、 1. Webサイトから受け付けます。回答は、受付後 2 営業日内の提供を基本とします。但し、問い合わせ内容によっては、それ以上の日数を必要とする場合があること、また回答不能の ケースがあることをお客様は承知しているものとします。 2. 弊社は次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を一時的に中止します。 (A)本サービスの提供・運営もしくは運用上・技術上の観点から弊社が必要と判断した場合 (B)天災地変その他の非常事態が発生し、本サービスの提供が困難されたいた場合 のお客様がオサービスを受けるために整対に提供されるいかたるデータや情報についてす。当社は機変保持の義務を負いません。お客様が、データ又は情報の提供に機変であ

(6)人及地域での他のチャラミル 先生になった。日本人は下記しなった。 ④お客様が本サービスを受けるために弊社に提供されるいかなるデータや情報についても、当社は機密保持の義務を負いません。お客様が、データ又は情報の提供時に機密である旨の申し出がある場合は、弊社は機密保持のための努力はいたしますが、何らかの事由により、その機密が漏えいしたとしても、そのことに起因する損害に対しての責任は負いま せん。お客様は、機密情報を弊社に提供する場合、本条項のことを予め承諾しているものとします。 ⑤本サービスの保証・免責・対象外

- 3. カービスに対する保証は、本サービスの提供に限定されるものとし、本サービスに瑕疵があった場合、弊社は合理的な範囲で本サービスを繰り返し実施することとし、それ以上の保証は行わないものとします。また、すべての問い合わせに対して回答を保証するものではありません。 2. 前項の規定は、本サービス実施に関する弊社の責任の全てを規定したものであり、弊社製品のすべての欠陥が是正されること、弊社製品が正常の動作をすること、第三者製品に
- 起因する障害の対応を実施すること、あるいはお客様のデータや動作環境を普及することを保証するものではありあせん。なお、当該データや動作環境は、お客様が責任をもって管 理するものとし、いかなる場合も弊社は何ら責任を負わないものとします。
 3. 下記内容については本契約外となりますが、別途ソフトウェアサポート契約によりサービスを受けることができます。
 (A)対象ソフトウェアの電話でのサポート (B)対象ソフトウェアの運用に関するサポート (C)対象ソフトウェアの不稼働及び稼働不良に関する技術サポート

(D)APIを利用した開発に関するサポート (E)アプリケーションを含むソフトウェア開発に関するサポート

(ウ)USBプロテクタの不良交換

製品のUSBプロテクタ版で提供されるUSBプロテクタの不良による交換を、契約期間中に1ライセンスにつき1回に限り無償で行います。なお、紛失や過失による破損には適用され ません。

(工)旧バージョンの使用の許諾

で使用できるのは同一製品、同一グレードの弊社が特定した旧バージョンに限ります。ただし、一部の製品、バージョンおよびライセンス形態については使用できないことがあります。
②旧バージョン又はこれの付随ドキュメントを格納した電子的又は物理的媒体をお客様に提供すること、又は当該旧バージョンに関連する追加的なライセンスキー、ハードウェアロック又はソフトウェアロックを発行することを弊社に義務付けるものではありません。

③新旧バージョンを併用して利用する場合は、同一のコンピュータのみに制限されます。

④旧バージョンについては、サポートのいかなる義務を負いません。

3. 特典の譲渡等の制限

3. 行機の最後等の制度 お客様は、弊社の事前の書面による同意がない限り、他のいかなる個人又は組織体にたいしても、いかなる特典(特典としてお客様に対して提供される対象ソフトウェアの権利なども含む)の頒布、レンタル、リース、売却、又はその他の方法による移転をすることはできず、又は、他のいかなる個人又は組織体とも、いかなる特典も共有することはできません。特典は、お客様のみ受けることできるものとします。 4. 弊社は、お客様に対し事前に通知することなく、自己の裁量により、適宜、メンテナンス・サブスクリプションの内容を追加、変更又は削除する権利を留保します。

第4条 (契約期間及び更新、満了後の効果)

1.期間

メンテナンス・サブスクリプション契約の有効期間は、契約の申し込み日から1年とします。 2 更新

お客様は、有効期間内にメンテナンス・サブスクリプション更新の購入をすることができます。お客様が当該メンテナンス・サブスクリプションについて自動更新プランを選択されて いる場合、自動更新ごとに更新期間分だけ延長されます。お客様が、契約期間の満了前に当該サブスクリプション更新を購入しないとき、又はお客様が自動更新を取り消すときは、メ ンテナンス・サブスクリプション契約は自動的に満了します。

3.満了後の効果

ン・パース・サブスクリプション契約の更新がされない場合は、契約期間の満了をもって終了となります。メンテナンス・サブスクリプション契約の終了に伴って、対象ソフトウェアの 利用が制限されます。ただし、契約終了時にお客様が利用されていた 1 つのバージョンのライセンスについては、そのまま利用することが許諾されます。お客様が、メンテナンス・サ スクリプション契約の満了後も特典として提供されていた新旧バージョンを2つ以上利用した場合、使用許諾違反、即ちライセンスの不正使用となります。

第5条 (責任の制限)

- . 弊社は、契約期間内に特典の製造又は提供をしなかったとしても、乙の故意または重過失による場合を除き、代替の物品又はサービスの調達にかかる費用を含め、いかなる場合
- においても、その責任を負わないものとします。 2. 不可抗力による損害については、甲乙が、それぞれ自己に生じた損害を負担し、相手方に生じた損害は負担しないものとします。
- 3. 本条における制限は、対象ソフトウェアの使用許諾契約に定められる責任制限に追加されるものであり、その制限と置き換えられるものではありません。

第6条 (中途解約)

30米(インとのよう) 1.甲は、いつでも本契約を解約することができます。ただし、未払いのメンテナンス・サブスクリプション料がある場合は、この限りではありません。 2.契約期間に対するメンテナンス・サブスクリプション料は、解約の時期に関わらず返金されないものとします。

第7条 (契約の解除)

相手方が次の各号の一に該当する事由が生じたとき、お客様および弊社はいつでもなんらの催告を行うことなく、本契約の全部又は一部を解除することができます。

- 他士力か次の合写の一に該当りる事田か生じたとき、お客様および弊社はいつでもなんらの催告を行うことなく、 (1)本契約に違反し、弊社より相当期間を定めて催告され相当の期間を経過したにもかかわらず是正しないとき (2)正当な理由なく、契約期間内に契約を履行する見込みが無いと認められたとき (3)弊社に重大な損害を与え、あるいは重大な危害を及ぼしたとき (4)監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき

- (5)財産について、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申し立てもしくは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申し立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき、又は支払停 止、支払不能の事由が生じたとき
 - (6)合併、解散又は営業の全部もしくは一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (7)災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と相手方が認めたとき
 - (8)財産状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
- (9)暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)である、又は反社会的勢力であった場合
- (10)反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金若しくは役務提供等している場合、又は反社会的勢力と何らかの取引をしている場合
- (11)反社会的勢力と交際している場合 (12)反社会的勢力と何らかの関係を持っている場合

(存続条項)

本契約のいずれかの条項又は一部が法令により無効となった場合でも、その他の条項は有効に存続するものとします。

第9条 (協議事項)

本約款に定めのない事項および疑義のある事項については、両当事者は信義に基づき誠実に協議して解決するものとします。

第10条 (準拠法、合意管轄)

- 1. 本約款の解釈は、日本国の法律に準拠するものとします。 2. 本約款に関して発生するすべての紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。